

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

仁木町まち・ひと・しごと創生推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道余市郡仁木町

### 3 地域再生計画の区域

北海道余市郡仁木町の全域

### 4 地域再生計画の目標

本町では、昭和 35 年（1960 年）の 8,326 人をピークに人口減少が始まり、平成 27 年（2015 年）には 3,498 人（平成 27 年国勢調査結果）、令和 2 年（2020 年）3 月 31 日時点には、3,201 人（住民基本台帳調べ）まで減少している。

国立社会保障・人口問題研究所によると令和 22 年（2040 年）には 2,347 人（32.9%）、令和 42 年（2060 年）には 1,669 人（52.3%減）となる見込みである。

社会増減（人口移動人数）では、平成 30 年に 30 人の「社会増」となっているが、自然増減は、死亡者数が出生者数を上回る「自然減」が毎年 40 人程度となっており、総人口は減少を続けている。

年齢階級別で言うと、男女合わせた純移動者数が「15～19 歳から 20～24 歳になるとき」にマイナス 45 人、そして「75～79 歳から 80～84 歳になるとき」にマイナス 19 人と大幅な転出超過となっており、進学や就職、子ども世帯と同居する等の理由による転出の影響が大きいものと考えられる。

また、産業別就業人口では、1 次産業及び 2 次産業において減少傾向にあり、特に農業が大半を占める 1 次産業については、昭和 60 年（1985 年）から平成 27 年（2015 年）の間で 466 人の減少（構成比では 4.3%減）がみられる。

これらは、本町の基幹産業である農業を活かした環境整備及び移住定住につながる仕組みづくりが不足していることが要因と考えられ、将来的に少子化や若者、子育て世代が流出し、更なる人口減少を招く「縮小スパイラル」に陥るリスクに直面

している。このまま人口減少が進行すると、税収減少に加え高齢化進行による社会保障費の増加が見込まれ、町財政はさらに厳しくなり、人手不足により地域産業の衰退、子育て環境の悪化といったさまざまな面で課題が生じる。

これらの課題に対応するため、以下の事項を本計画の基本目標と掲げ、目標達成に取り組む。

- ・基本目標 1 元気な産業・雇用を支援する
- ・基本目標 2 関係人口を創出し、人口流出に歯止めをかける
- ・基本目標 3 児童人口維持のため、安心した子育て環境を提供する
- ・基本目標 4 住みやすい環境をつくる

### 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の重点戦略
ア	新規就農数（5年間累計）	0人	25人	重点戦略1
ア	ワインブドウ生産者数	16軒	26軒	重点戦略1
イ	社会移動数（転入者-転出者数）（5年累計）	0人	20人	重点戦略2
ウ	合計特殊出生率	1.23	1.65	重点戦略3
ウ	年少人口	358人	401人	重点戦略3
エ	転出者数	666人	500人	重点戦略4

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

## 仁木町まち・ひと・しごと創生推進計画事業

### ア 元気な産業・雇用を支援する事業

### イ 関係人口を創出し、人口流出に歯止めをかける事業

### ウ 児童人口維持のため、安心した子育て環境を提供する事業

### エ 住みやすい環境をつくる事業

## ② 事業の内容

### ア 元気な産業・雇用を支援する事業

- ・基幹産業である農業における担い手育成及び収益性の高い地域農業の確立に取り組む。
- ・農業を中心として商業、地場産業、観光等との複合的な展開を図り、産業の関連性を強化し、地域内の経済普及効果を高める仕組みづくりなどにより、活力あるまちづくりを推進する。
- ・観光の魅力づくりと併せた一次製品の加工による特産品づくりなど仁木ブランドの形成を推進する。

#### 【具体的な取組】

地域産業の競争力強化のための農業基盤整備事業、農業経営を目指す研修生を積極的に受け入れ、農業及び商工業の後継者育成のに向けた支援、企業との連携強化、企業の立地促進及び起業支援に取り組み、雇用機会の確保、関係人口拡大を図る等

### イ 関係人口を創出し、人口流出に歯止めをかける事業

- ・U I J ターン、仁木町での起業、新規就農等の支援、住環境に対する支援を推進する。
- ・観光振興の取組と連携し、関係人口の創出、拡大を図るとともに、交流人口を定住人口に転換する取組を推進する。

#### 【具体的な取組】

移住及びU I J ターンの支援体制強化、SNSによる地域情報の発信、新築住宅や民間集合住宅建設の助成、地域資源を活かした観光の振興やふるさと納税の拡充等

### ウ 児童人口維持のため、安心した子育て環境を提供する事業

- ・仁木町での結婚、妊娠、出産、子育ての阻害要因となっている課題の解消に取り組む。
- ・子育てについて、地域ぐるみで子どもを守り育てる支援対策を充実し、少子化対策を重点的に推進する。

**【具体的な取組】**

周産期体制の継続支援、子育て世代への保育料や子ども医療費、学校給食費等の負担軽減、児童館等の機能を備えた子育て支援拠点施設の整備等

**エ 住みやすい環境をつくる事業**

- ・保健・医療の充実を図るとともに、高齢者や障がい者、あるいは社会的な支援を必要とする人たちを地域全体で支え、町民一人ひとりが、生きがいと幸せな心を持ち、安心して暮らせるまちづくりを推進する。

**【具体的な取組】**

高齢者生活支援事業の充実や救急受け入れ体制の維持、公共施設のWi-Fi整備、地域公共交通の充実のためのコミュニティバス利用促進等

※なお、詳細は仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略のとおり。

**③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））**

4の【数値目標】に同じ。

**④ 寄附の金額の目安**

200,000千円（2020年度～2024年度累計）

**⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）**

外部有識者等を含む検証機関を設置し、毎年度6月に達成度を検証する。  
検証後速やかに仁木町公式WEBサイト上で公表する。

**⑥ 事業実施期間**

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

**5-3 その他の事業**

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

**6 計画期間**

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで